

周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会の設置について

周南市、光地区消防組合及び下松市において、消防通信指令事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、光地区消防組合及び下松市との協議により規約を定め、下記のとおり周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会を設置することについて、同条第3項の規定により、市議会の議決を求める。

令和6年9月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 協議会の名称

周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会

2 設置年月日

令和6年10月16日

3 構成団体

周南市、光地区消防組合及び下松市

4 協議会が管理及び執行する事務

- (1) 周南市、光地区消防組合及び下松市の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務
- (2) 前記に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事務

5 協議会規約

別紙のとおり

(別 紙)

周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、周南市・光地区消防組合・下松市消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける団体)

第3条 協議会は、周南市、光地区消防組合及び下松市（以下「構成団体」という。）がこれを設ける。

(協議会が管理及び執行をする事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

- (1) 構成団体の区域における災害通報の受信、出動指令、通信統制及び情報の収集伝達の事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事務

(協議会の事務所)

第5条 協議会の事務所は、周南市周陽2丁目8番31号に置く。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長2人及び委員3人をもってこれを組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、周南市消防長の職にある者をもって充て、副会長は、光地区消防組合消防長及び下松市消防長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の職務を代理する。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、構成団体の消防職員のうちから、構成団体の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(職員)

第9条 担任事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の構成団体ごとの配分については、構成団体の消防長が協議により、これを定める。

2 会長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれの団体の消防職員で、構成団体の消防長が選定した者のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第10条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担任事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第11条 会議は、担任事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第12条 会議は、会長がこれを招集する。

2 会長は、副会長及び委員（以下「副会長等」という。）のうち半数以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを副会長等に通知しなければならない。

(会議の運営)

第13条 会議は、副会長等の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(担任事務の管理及び執行の方法等)

第14条 協議会がその担任事務を構成団体の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する周南市の条例、規則その他の規程（以下「周南市条例等」という。）を構成団体の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 周南市は、担任事務に関する周南市条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ光地区消防組合及び下松市と協議しなければならない。

3 周南市長は、担任事務に関する周南市条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を光地区消防組合管理者及び下松市長並びに協議会の会長に通知するものとする。

(施設の構築経費)

第15条 担任事務の用に供する消防通信指令施設の構築に要する経費は、財産区分、受益の程度等を勘案し、事前に協議して定めた方法及び額により構成団体が負担する。

(経費の支弁の方法)

第16条 担任事務の管理及び執行に要する費用は、構成団体が負担する。

2 前項の規定により構成団体が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

3 協議会の会計事務は、周南市において行うものとする。

4 光地区消防組合及び下松市は、第2項の規定による負担金を周南市に納付するものとする。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担任事務の用に供する財産に関しては、構成団体が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

2 協議会は、前項の規定により財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する周南市条例等を構成団体の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、構成団体が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項に係る規程を設けることができる。

附 則

この規約は、令和6年10月16日から施行する。